

加盟校規程

第1章 総則

(加盟校)

第1条 本規程に基づき加盟した大学等を大学スポーツクライミング協会の加盟校とする。

(加盟校の資格)

第2条 本協会に加盟できる大学等の資格は、学校教育法、同法施行細則の設置基準によって設置された大学院、大学、短期大学及び高等専門学校(第4・5学年)とする。ただし、特別の理由により理事会で認められた大学等は、この限りではない。

- 2 本協会への加盟は、各大学等から認知されている1団体に限る。ただし、同一の大学から2団体以上の加盟申請が行われた場合、もしくは既に加盟している大学から他の団体が加盟申請を行った場合は、理事会の審査の上、当該大学を代表する団体を決定する。
- 3 大学院は同系列の大学から切り離して別個に加盟するものとする。

(加盟校の義務)

第3条 加盟校は、以下の義務を負う。

- (1) スポーツクライミングの普及、発展に貢献し、特に競技としてのスポーツクライミングに積極的に取り組むこと。
- (2) 国際スポーツクライミング連盟、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会、公益財団法人東京都山岳連盟並びに本協会が定めるすべての規約を遵守すること。
- (3) スポーツクライミング及び本協会を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。
- (4) 毎年度ごとに団体登録料を添えて団体登録申請を行うこと。

第2章 加盟手続き

(加盟申請)

第4条 本協会への加盟を希望する大学等は、加盟申請に関する書類を事務局に提出しなければならない。

- 2 加盟申請は随時おこなうことができる。

(加盟資格の審査)

第5条 本協会は、加盟申請に対して提出された書類を基に加盟資格の審査を行う。ただし、必要に応じて書類審査のほか面接による審査を行う。

(加盟手続きの完了)

第6条 本協会による加盟の承認の通知の後、当該大学等が団体登録料を納入しそれを本協会が確認した時点で加盟の手続きが完了する。

- 2 団体登録料は別にこれを定める。

第3章 個人情報

(加盟校の個人情報)

第7条 加盟校の個人情報は、本協会の個人情報保護方針に従い取り扱われる。加盟校から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、スポーツクライミングに関する必要な連絡などに利用することができる。

第4章 加盟校に対する処分

(加盟校に対する処分)

- 第8条 加盟校が本規程第2条の要件をすべて満たすことができない場合並びに第3条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。
- 2 前項に基づく加盟校の処分を審査、決定するために、資格審査委員会を設けるものとする。